

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：平成31年3月28日（平成31年（独個）諮問第15号）

答申日：令和元年7月3日（令和元年度（独個）答申第13号）

事件名：本人に係る主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定結果の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月31日付け国立病院機構発総第1031001号ないし同第1031003号により独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求に係る処分の内容

主任技師等任用候補者試験の施設評価点数，筆記試験，面接点数各々の点数

合否基準と配点，足切りの有無

以上についての本人への不開示

イ まず試験というのは、公平性及び透明性が重要かとおもわれます。昨今の社会通念に照らし本人からの請求に開示できないのはおかしいかと思われま

す。不正不当なく行われているなら開示出来るかと思われま

す。本人に各点数がばれると不味い事を行われているのでしょうか。

不開示とする根拠が乏しいのと現在の試験に対する社会通念とあまりにかけ離れた解釈かと思われま

す。開示した方が公平性が確保出来るかと思われま

公平か円滑にならむし開示すべきで、出来ると思われませんが。

試験と言われるなら本人に何が駄目か本来わからせるべきで問題点を自覚させるべきかと思われませんが。

それを否定されるなら現在入学試験や国家試験等の大半の試験が個人本人からの請求に対して開示されてますが、それらすべてを否定されるのでしょうか。

不正や不当な行為がなくきちんと試験として行われてるなら開示できるかと思います。

独立行政法人の基本の透明性、公平性が全くなく。一部の方の私物、まるで個人のお店の様な意思決定機関の様になってませんか。

開示できない理由が不明です、解釈のこじつけ。不味い事や違法な事、倫理や社会通念に合わない事をされてるのでしょうか。

(以下、略)

(2) 意見書

不開示にする理由すら不鮮明過ぎます。

各種国家試験，入学試験等現在個人から公開を求められると面接，筆記，内申点を開示してます。求められなくても各個人には通知してる場合も多いです。

これを，都合良く事務に係ると解釈されるとこれ等の各種試験に対しても開示が違法で有り，過去の開示に対する判例等も公益性の有る独立行政法人に否定される事に成ります。あくまでも試験に対する事務に係る非開示とは，あくまでも開示することにより試験問題がばれる等の問題が有る場合を指し点数を本人に伝えた場合試験問題がばれる等の事は起こりません。

(略)

個人が自分の面接，施設評価，筆記点数を知る事が出来れば個人に対しても駄目な所や欠点が知れて良いのでは。

施設評価も面接も公平に責任を持ちやっているの有れば本人に何処が良くないと通知出来るはずですが，後ろめたいので無ければ提示出来るはずですが。

まして責任を持ち面接や，施設評価を出来ないの有れば，施設評価者や面接者をする資格すらないのでは。

現状では，施設基準を付けたものは，「面接で落とされた，面接者酷い」と必ず言う。面接者は，「恨まれたく無いので面接は通してる」と言う。

(以下、略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報（本件対象保有個人情報）は、「特定個人に係る特定年度Aから特定年度Cの主任技師選考試験点数，合否の基準，配点，足切りの有無」である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け，機構は，

- ① 「特定年度A主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定結果」（文書1）
- ② 「特定年度B主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定結果」（文書2）
- ③ 「特定年度C主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定結果」（文書3）

の3件の文書を特定した。

また，特定した各々の文書に記載されている「合否判定結果」については，開示請求者以外の個人に係る選考結果や個人を識別できる情報が記載されているため，法14条2号に掲げる不開示情報に該当するとして不開示とし，「施設評価，面接，筆記の各々点数」，「合否基準と配点」，「足切りの有無」については，試験事務に係る情報であり，当該情報が公にされた場合，公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあり，また当該事務における公平性が損なわれる可能性があることから，法14条5号へ及び柱書きに掲げる不開示情報に該当するため，不開示とし，総合点数を含むその他の部分については開示とする原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し，審査請求人は，機構が原処分で不開示とした部分については不開示とする根拠が乏しく，不正や不当な行為がなくきちんと試験が行われているのであれば開示すべきであるなどと主張し，原処分で不開示とした部分のうち，本人以外の個人情報を除いた部分である「施設評価，面接，筆記の各々点数」，「合否基準と配点」，「足切りの有無」について「開示する」との決定を求めている。

4 機構の主張について

本件対象保有個人情報が記録された文書は，機構特定グループに属する病院等に勤務する特定の職種（診療放射線技師，薬剤師，臨床検査技師，理学療法士）を対象とした昇任試験である主任技師等任用候補者選考のうち，診療放射線技師の試験結果や受験者の情報，合否基準，配点，平均点等を記載した文書である。

審査請求人が開示を求める「施設評価，面接，筆記の各々点数」，「合否基準と配点」，「足切りの有無」については，試験事務に係る情報であり，これらの情報が公にされた場合，「筆記試験」，「病院評価」，「面接試験」の項目別の点数が明らかになることで，既に原処分で開示するこ

ととしている総合評価の点数と併せて参照することにより、受験者がどの項目で足りなくなったか等の不合格となった要因が明らかになることが懸念される。

不合格となった要因が明らかになると、「施設評価」や「面接試験」で採点を行う者は審査請求人にとって把握できる情報であることから、面接者や病院関係者へ内容に対する苦情、批判、非難等がなされるなどにより、今後の円滑な試験の実施に著しく支障をきたすことになる。試験を円滑に実施できなくなることによって、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあり、また当該事務における公平性が損なわれる可能性があることから、法14条5号へ及び柱書きに掲げる不開示情報に該当する。

5 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、これを維持すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年3月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月15日 審議
- ④ 令和元年5月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同月20日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年7月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が受験した特定年度Aないし特定年度Cの特定グループ主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）（以下「本件選考」という。）に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、法14条2号並びに5号柱書き及びへに該当するとして、その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、上記第2の2（1）アに掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件不開示部分

ア 「主任技師等任用候補者試験の施設評価点数、筆記点数、面接点数各々の点数」について

文書1ないし文書3を見分したところ、各文書は、1行ごとに特定

の個人の本件選考結果が記録されている表を含む文書であると認められ、その表の中では、上部の項目欄を除く部分は、基本的に全て不開示とされているところ、審査請求人の氏名が記録されている1行部分については、氏名や整理番号、職種等の外、「総合評価」欄（文書1のみ「総合評価（筆記・面接補正後）」欄）が開示されていると認められる。

標題の本件不開示部分は、上記の審査請求人の氏名が記録されている1行部分の不開示部分のうち、「病院評価」（当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分が標題の「施設評価」に該当するとのこと。以下同じ。）、「筆記試験」及び「面接試験」の各欄（各欄中の欄も含む。）に記録された点数部分であると認められる。

イ 「合否基準と配点、足切りの有無」について

文書1ないし文書3を見分したところ、各文書の見出しと上記アの表の間には「合否基準と配点、足切りの有無」に係る事項が記録されており、当該部分については不開示とされていると認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして、本件不開示部分の不開示理由について、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 機構では、本件選考の合否基準、各試験項目等の配点及び足切りの有無については公表していない。また、受験者には合否のみを伝え、合格者には、併せて、主任技師等任用候補者名簿へ掲載された旨及び掲載日を伝えているが、各受験者の点数は伝えていない。

イ 本件不開示部分に記載されている情報は、いずれも試験事務に係る情報であり、これらの情報が公にされた場合、筆記試験、病院評価及び面接試験の項目別の点数が明らかになることで、既に原処分が開示することとしている総合評価の点数（上記3項目の合計点）と併せて参照することにより、受験者がどの項目で不合格となったかが明らかになることが懸念される。

仮に、病院評価や面接試験の結果が不合格の要因であった場合、これらの評価・採点を行った者が誰であるかは、受験者には容易に把握できることから、不合格者が、自らの評価を行った病院関係者や面接者に対して苦情、批判、非難等をするなどにより、今後の円滑な試験の実施に著しく支障を来すことになり、ひいては当該選考を円滑に実施できなくなることによって、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書き及びへに掲げる不開示情報に該当する。

(3) 以下、検討する。

ア 本件不開示部分のうち、合否基準、配点、足切りの有無、病院評価

及び面接試験の点数を開示した場合、本件選考に不合格となった者は、自分が不合格となった原因を把握することが可能となることから、本件選考が職場内の選考試験であることを考慮すると、病院評価及び面接試験において評価・採点をした者が、不合格者から、その理由を詰問されたり、非難されたりすることを懸念し、当たり障りのない評価を行うという事態が生じるおそれがあることは否定できない。

イ また、原処分において、病院評価、面接試験及び筆記試験の各点数の合計である総合評価の点数が開示されていることから、筆記試験の点数を開示した場合、総合評価の点数と照合することにより病院評価及び面接試験の点数を推測することが可能となり、その結果、上記アと同様の事態が生じ得るおそれがあると認められる。

ウ そうすると、本件不開示部分を開示することで本件選考を円滑に実施できなくなることによって、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は首肯できる。

エ したがって、本件不開示部分は法14条5号へに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに5号柱書き及びへに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号へに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

文書 1 特定年度 A 主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定
結果

文書 2 特定年度 B 主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定
結果

文書 3 特定年度 C 主任技師等任用候補者選考（診療放射線技師）合否判定
結果